

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成 29 年 3 月 27 日

都市ガス小売り自由化 ～不審な勧誘、問い合わせに注意を～

内容

ガス会社の関連会社と名乗る業者の訪問販売で「ガスの自由化に伴い、給湯器の交換が必要」と勧誘され、40 万円で契約した。まだ壊れていないが交換しなければならないのか。(近畿、70 代女性)

電力会社の子会社と名乗る業者から、都市ガス自由化に関するアンケートの電話があった。電気とガスの料金、「都市」「LP」のどちらかを聞かれ、氏名と住所を教えた。その後、偽電話だと分かった。(関東、40 代女性)

消費生活センターからのアドバイス

今年 4 月から都市ガス小売り全面自由化が始まります。自由化でさまざまな業種、業態の業者が事業参入することにより、消費者は契約先を選べるようになります。

は自由化に便乗した機器の勧誘です。自由化に伴うガス器具の取り換えは必要ありません。なお、このケースは、契約書面の受領日から起算して 8 日以内だったことから、クーリングオフしました。

は自由化を名目に個人情報の収集を目的としたものと考えられます。不審なときは情報を伝えないようにしましょう。

契約先を見直す際には少なくとも次の点を確認してください。

「ガス小売事業者」の登録があるかどうか、その供給地域(資源エネルギー庁 HP 参照)

ガス料金の算定方法、契約期間、解約手数料、保安責任などの契約の内容

ガス漏れなどの緊急対応やトラブル時の連絡先

ガス小売り自由化についての問合せ先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会相談室 03-3501-5725

おかしいなと思ったときは、
すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)
全国共通ダイヤル188(イヤヤ)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各町にも相談窓口があります